

阿波市庁舎等における通話録音装置の管理及び運用に関する要綱

令和8年9月25日

告示第105号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民サービスの向上、犯罪の防止、業務の公正かつ適正な執行の確保及び職員への不正な圧力の排除を図ることを目的として、庁舎等に設置する通話録音装置の管理及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 庁舎等 市の事業又は事業の用に供する建物及びこれに附属する建物をいう。
- (2) 通話録音装置 電話機での通話中に通話内容等を録音し、又は記録する装置をいう。
- (3) 通話録音データ 通話録音装置により録音され、又は記録された音声等をいう。
- (4) 複製データ 通話録音データを電磁的記録媒体(通話録音装置に内蔵されている電磁的記録媒体を除く。)に複製したデータをいう。

(管理責任者等の設置)

第3条 庁舎等における通話録音装置の適正な管理及び運用を図るため、通話録音装置管理責任者(以下「管理責任者」という。)を置くものとし、企画総務部契約管財課長をもって充てる。

- 2 管理責任者は、通話録音装置の管理及び運用に当たり、必要があると認めるときは、通話録音装置管理取扱者(以下「管理取扱者」という。)を置くことができる。
- 3 第6条第3項ただし書の規定により作成した複製データの適正な管理及び運用を図るため、複製データ管理者を置くものとし、複製データを保管する所属の長をもって充てる。

(個人情報保護)

第4条 管理責任者、管理取扱者及び複製データ管理者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を遵守し、通話録音装置の設置及び運用に関し適切な措置を講じなければならない。

- 2 管理責任者、管理取扱者及び複製データ管理者は、通話録音データ又は複製データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他安全管理のための必要な措置を講じなければならない。
- 3 管理責任者、管理取扱者、複製データ管理者その他通話録音データ又は複製データを取り扱う職員は、通話録音データ及び複製データにより知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的のために利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(通話録音装置の使用)

第5条 職員は、第1条に定める目的のために通話録音装置を使用することができる。

- 2 職員は、通話録音装置を使用して録音するときは、通話の相手方に対し、録音することを告知するものとする(自動音声での告知も可)。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 脅迫、恐喝など不当要求行為に該当するとき、刑事事件に発展するおそれがあるときその他トラブル等に発展することが認められるとき。
- (2) 民事訴訟に発展するおそれがあると認められるとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守る必要があるためやむを得ないと認められるとき。
- (4) 事前に録音する可能性のある旨を告知しているとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、告知しないことについて、やむを得ない事由があると認められるとき。

(通話録音データ等の保存及び廃棄)

第6条 通話録音データの保存期間は、おおむね7日以内とし、通話録音装置に内蔵されている電磁的記録媒体の記録容量の範囲で当該機器により自動で上書きされるまでとする。ただし、管理責任者が必要と認める場合は、この限りでない。

- 2 通話録音データは、記録したときの状態で保存し、編集及び加工をしてはならない。
- 3 複製データは、作成してはならない。ただし、管理責任者が第1条に定める目的を達成するために特に必要と認める場合は、この限りでない。
- 4 所属長は、所管する業務において、第1条に定める目的を達成するために複製データが必要と判断したときは、複製データ提供依頼書(別記様式)により、管理責任者に対して当該複製データの提供を依頼することができる。
- 5 管理責任者は、前項の規定による依頼があったときは、複製データの内容を確認し、第1条に定める目的を達成するために必要と認めた場合は、当該依頼をした所属長に対し、当該複製データを提供するものとする。
- 6 複製データ管理者は、複製データについて、その目的が達成されるなど保有する必要性がなくなった場合は、速やかにこれを廃棄しなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第7条 通話録音データ及び複製データは、第1条に定める目的以外の目的のために利用し、又は第三者へ提供してはならない。ただし、相当の理由があると市長が認めた場合にあっては、この限りでない。

(通話録音装置の設置の公表)

第8条 市長は、通話録音装置の設置及びその利用目的について、市のホームページ等において公表するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年10月1日から施行する。